説 明 資 料

〔老後に係る税制のあり方〕

令和 2 年10月22日 (木) 財 務 省

議論の経緯と概観

平成31年度税制改正大綱(抄)

平成30年12月14日 自 由 民 主 党 公 明 党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

- (1) 個人所得課税のあり方
 - 老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投 資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い 等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることと いった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、

いった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、 税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適 用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な 制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

その際には、<u>拠出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要</u>がある。また、<u>給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やラ</u>イフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方(抄)

令和元年9月税制調査会

第二 令和時代の税制のあり方

- 2 働き方やライフコースの多様化等への対応
- (2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

人生100年時代において、働き方やライフコースが多様化しており、全世代型社会保障の構築と合わせて、一人ひとりの個人が老後の生活に備えるための準備を公平に支援するための税制の構築が求められている。

我が国においては、これまで企業年金や個人型確定拠出年金(iDeCo)等の私的年金に関する税制が段階的に整備・拡充されてきた中、働き方の違い等によって税制の適用関係が異なることや、各制度それぞれで非課税拠出枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。

諸外国の例を見ると、企業年金・個人年金等の私的年金が老後の生活の重要な支えになっており、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないよう配慮する仕組みも整備されている。例えばイギリスやカナダにおいては、加入している私的年金等の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出を行えるよう、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設けており、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような仕組みとなっている。また、諸外国では、拠出・運用段階は一定の限度額まで非課税としつつ、給付段階においては、我が国のような年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に課税とする例が多くなっている。諸外国の個人所得課税における負担調整では、特定の収入にのみ適用される所得計算上の控除ではなく、人的控除の役割が大きいことは、上述のとおりである。

我が国においても、<u>こうした諸外国の例も参考にしつつ、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・</u> 個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方に ついても検討する必要がある。

<u>退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって取扱いが大きく異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。</u>

退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、<u>給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスに</u>ついても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要である。

こうした課題については、諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあることや、企業年金・個人年金等は企業の退職給付のあり方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行っていくべきである。

令和2年度税制改正大綱(抄)

令和元年12月12日 自 由 民 主 党 公 明 党

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

- 4 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
- (2) 人生100年時代に対応するための環境整備
 - ① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

<u>働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められている</u>。諸外国を見ると、例えばイギリスやカナダにおいては、加入する私的年金の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出が行えるように、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額が設けられている。こういった諸外国の例も参考に、わが国においても、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないような姿を目指す必要がある。

年金課税については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保することが必要である。諸外国を見ると、日本の公的年金等控除のような、年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっている。わが国においてもこういった例を参考に、世代内・世代間の公正性を確保する観点から検討を進めていく。

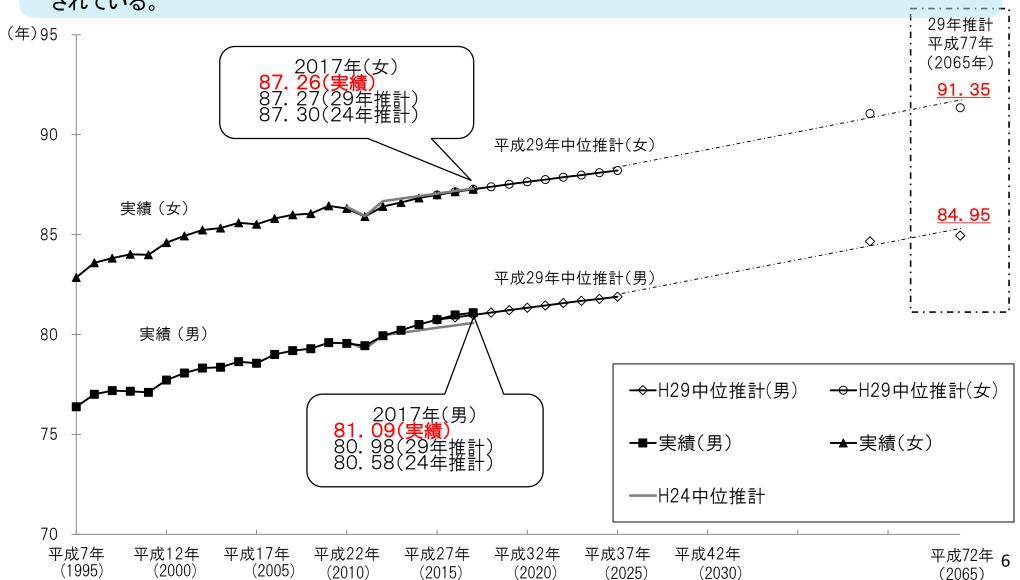
また、現在の退職給付は一時金での受け取りが多いが、税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないという課題がある。また、一時金払いの場合、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みとなっており、転職などの増加に対して対応していないといった指摘もある。税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても考える必要がある。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況 や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各 種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

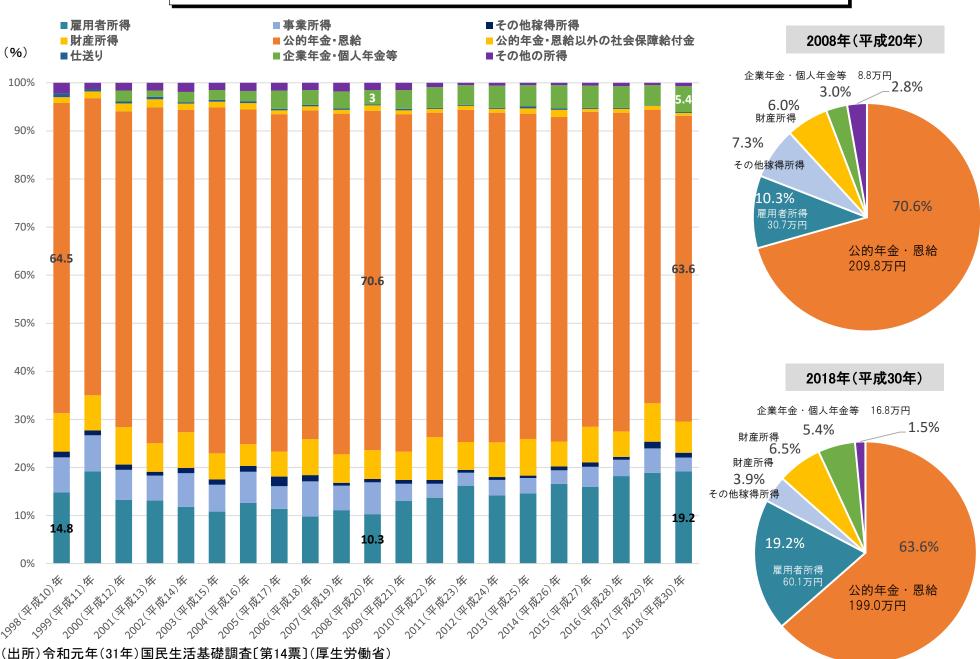
令和2年度税制改正においては、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等に対応するための確定拠出年金 等の加入可能年齢の見直しや、中小企業向け制度の対象範囲の拡大等の私的年金の見直しに伴い、現行の税 制上の措置を適用することとする。

平均寿命の延伸(実績の推移と将来推計人口(平成29年推計)における仮定値)

- 〇平均寿命は延伸を続けており、2017年時点で、<u>女性は87.26歳</u>、<u>男性は81.09歳</u>となっている(実績)。
- 〇平成29年の将来人口推計では、**2065年時点で男女ともに、現在よりさらに4年前後延伸**することが仮定されている。



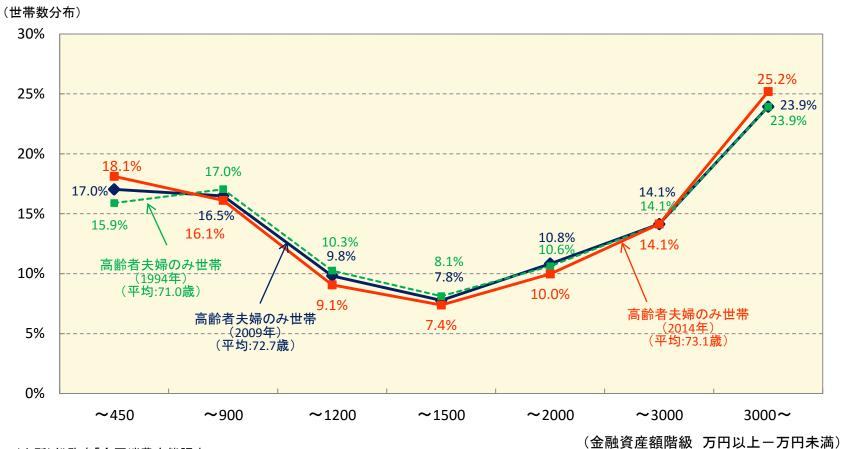
高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額ー構成割合



※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

高齢者世帯の貯蓄の状況

- 〇 高齢者夫婦のみ世帯の金融資産額の世帯数分布を見ると、金融資産額3,000万円以上の世帯の割合が 最も大きい。
 - 一方、2番目に多いのは金融資産額450万円未満の世帯であり、その割合は徐々に増加している。



(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注)高齢者夫婦のみ世帯は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

	#u de	州人生の長日	非課税措置の概要				北山出州四
制度		掛金等の負担	事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時	払出制限
私的年金	確定給付企業年金(DB) • あらかじめ加入者が将来 受け取る年金給付の算定 方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も 一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金算入	一部控除 生命保険料 控除	課税停止 (注)	【年金払い】 雑所得 (公的年金等 控除) 【一時金払い】 退職所得 一部 課税	なし (中途引出し可)
	確定拠出年金(DC) • あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も 一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出 限度額あり		全額控除 小規模企業 共済等掛金 控除			支給開始年齢 まで払出不可
	厚生年金基金 ◆企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半 (一定の範囲で事業主の負 担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 社会保険料 控除			支給開始年齢 まで払出不可
	適格退職年金 ●一定の要件の下で企業が 退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料 〕 控除			なし (中途引出し可)
非課税貯蓄•投資	NISA ・非課税口座内の少額上場 株式等の譲渡益及び配当 等について非課税	【一般NISA】 投資限度額:年120万円(非 課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額:年40万円(非課 税期間20年間)	事業主拠出なし	税引き後 所得から 拠出	非課税	-	なし
	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯 蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯 蓄の合算で元本550万円が 上限		課税	非課税	非課税	住宅取得・年金支 払以外の払出は 遡及課税

⁽注)積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から令和5年3月までは課税停止とされている。 (備考)上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

拠出段階